

平和を願う作品募集

問経営企画課 ☎(55)71333

▼内容／書道、絵画、写真など、平和を願う作品を募集

※8月6日(火)～15日(木)に市役所南館1階「情報コーナー」で展示します。

▼受付期間／6月3日(月)～28日(金)

(土・日曜日を除く)

▼対象／市内在住・在勤・在学の方

▼受付場所／経営企画課および各支所

海部地区環境事務組合職員募集

問海部地区環境事務組合 総務課

☎(28)3810

▼試験日／6月29日(土)

▼募集職種／技術職(機械・電気)

▼試験要領・申込書の配布／6月3日

(月)から海部地区環境事務組合総務課で配布(ホームページから入手可)

☐http://www.atkankyo.or.jp

▼受付期間／6月3日(月)～17日(月)

必着

ショートメールでも災害情報の発信を開始します!

問防災安全課 ☎(55)7130

携帯電話で防災メールの登録ができない方へ、新たにSMS(ショートメール)でも災害情報などの配信を行います。

▶登録方法／

- ①登録用電話番号(050-3187-8744)に電話をかける。(通話料は利用者負担)
- ②音声ガイダンスが流れるので、ガイダンスに従って、#1を押す。
- ③登録確認用メッセージが配信されたら登録完了です。

▶配信内容／災害時の緊急を要する市からの情報など

▶配信開始日(登録開始日)／6月17日から

くらこ

平和への祈りを込めて鶴を折りませんか

問経営企画課 ☎(55)71333

▼内容／市役所、各支所などに、折り紙を用意した「平和コーナー」折り鶴コーナーを設置します。(市販の折り紙7.5cm四方)を利用していただいても可

※50羽ごとに糸を通していただくと助かります。糸と針は各自でご用意ください。

▼設置場所／①市役所、各支所②佐屋老人福祉センター③佐織総合福祉センター④八開総合福祉センター⑤文化会館⑥佐織公民館

▼期間／6月21日(金)～7月5日(金)

▼その他／一人ひとりの平和への思いが込められた折り鶴は、非核平和広島派遣事業に参加する中学生を通し、平和記念公園内の「原爆の子の像」に捧げさせていただきます。

児童手当現況届をご提出ください

問児童福祉課 ☎(55)71188

現在、児童手当を受給している方は毎年6月に「児童手当現況届」の提出が必要ですが、この届けは、前年の所得状況や6月1日現在の養育状況など、引き続き受給資格を満たしているかを確認するための大切な手続きです。

6月上旬に受給者の方へ届出用紙を送付します。必要事項を記入し、添付書類を添えて提出してください。

※公務員の方は、原則職場での手続きとなります。勤務先にお問い合わせください。

▼届出の際必要なもの／

- ①印鑑(朱肉使用の認印)
- ②受給者の健康保険証コピーまたは年金加入証明(国民年金に加入の方は不要)
- ③その他

・単身赴任などで、養育している児童の住所が市内にない方

↓対象児童のマイナンバーがわかる物

※右記以外に、申立書などが必要な場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

▼届出期間／6月3日(月)～28日(金)

(土・日曜日除く)

※現況届の提出をしていただけない場合、6月分以降の手当を受給することはできません。

▼支給額(児童1人・月額)

扶養親族等の数 所得額

0人 622.0万円

1人 660.0万円

2人 698.0万円

3人 736.0万円

4人 774.0万円

5人 812.0万円

所得制限

扶養親族等の数	所得額
0人	622.0万円
1人	660.0万円
2人	698.0万円
3人	736.0万円
4人	774.0万円
5人	812.0万円

※請求者(受給者)本人のみの所得で判定します。  
 ※所得制限額は、扶養親族が1人増えるごとに38万円が加算されます。  
 ※所得から一律8万円を控除します。

特例給付(所得制限以上の方) 5,000円

児童の年齢	児童手当(所得制限未満の方)	特例給付(所得制限以上の方)	
0歳～3歳(3歳に到達した月まで)	15,000円	5,000円	
3歳～小学生	第1子・第2子		10,000円
	第3子以降		15,000円
中学生	10,000円		

※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3人目以降をいいます。

※受給者の所得が所得制限限度額以上の場合、児童の年齢に関わらず、児童1人につき一律月額5千円。  
 ※児童が18歳になった後、最初の3月31日を過ぎると、児童手当制度上は子どもの数に数えません。

▼届出先／児童福祉課および各支所